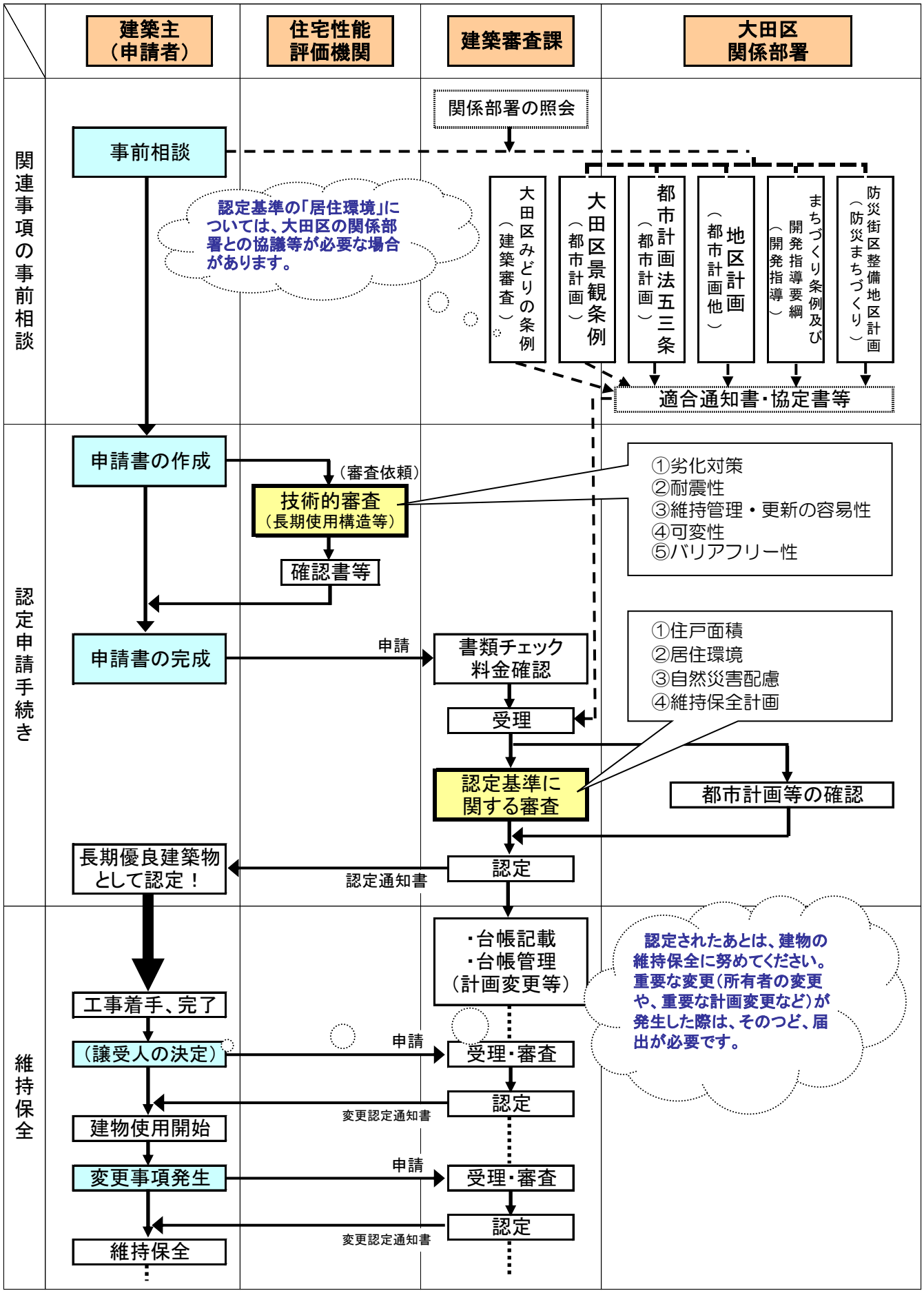
建築主（申請者）
住宅性能評価機関
建築審査課
大田区関係部署
関連事項の事前相談
関係部署の照会
事前相談
認定基準の「居住環境」については、大田区の関係部署との協議等が必要な場合があります。
大田区みどりの条例（建築審査）
大田区景観条例（都市計画）
都市計画法五三条（都市計画）
地区計画（都市計画他）
まちづくり条例及び開発指導要綱（開発指導）
防災街区整備地区計画（防災まちづくり）
適合通知書・協定書等
認定申請手続き
申請書の作成
（審査依頼）
技術的審査（長期使用構造等）
①劣化対策
②耐震性
③維持管理・更新の容易性
④可変性
⑤バリアフリー性
確認書等
申請書の完成
申請
書類チェック 料金確認
受理
①住戸面積
②居住環境
③自然災害配慮
④維持保全計画
認定基準に関する審査
都市計画等の確認
長期優良建築物として認定！
認定通知書
認定
維持保全
・台帳記載
・台帳管理
（計画変更等）
認定されたあとは、建物の維持保全に努めてください。重要な変更（所有者の変更や、重要な計画変更など）が発生した際は、そのつど、届出が必要です。
工事着手、完了
（譲受人の決定）
申請
受理・審査
認定
変更認定通知書
建物使用開始
変更事項発生
申請
受理・審査
認定
変更認定通知書
維持保全